

教 義 第 2 1 9 2 号
平成 22 年 2 月 26 日

国立大学法人琉球大学学長
国立沖縄青少年交流の家所長
各市町村教育委員会教育長
知事部局関係所属長 殿
関係教育機関所属長
各教育事務所長
本庁関係課長

沖縄県教育委員会
教育長 金武 正八郎
(公印省略)

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の規定に基づき
県教育委員会が認める事項等について(通知)

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則(平成21年沖縄県教育委員会規則第4号)(以下「規則」という。)の規定に基づき県教育委員会が認める事項等について、別紙のとおり定められましたので通知します。

なお、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項、同条第3項第1号及び教員免許法施行令(平成20年3月31日文部科学省令第9号)附則第4条、第5条の規定により、免許状更新講習の受講対象期間となっている者は、教育職員免許状の更新等に関する各種申請を、免許管理者である沖縄県教育委員会に対し行う必要がありますので、関係各位におかれましては、貴管下関係職員にその旨、周知くださるようお願いいたします。

また、各市町村教育委員会におかれましては、関係各課、所管の関係教育機関及び関係市町村部局に対して周知くださるようお願いいたします。

沖縄県教育庁義務教育課

TEL 098-866-2741

FAX 098-866-2750

担当：管理班 川上、兼島

【別紙】

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の規定に基づき県教育委員会が認める事項等について

1 更新講習を受講できる者（第2条関係）

(1) 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第4号）（以下「規則」という。）第2条第1項第4号に規定する更新講習を受講することが必要なものとして県教育委員会が認める者とは、次に掲げる者とする。

- ア 県教育委員会事務局（以下「教育庁」という。）の本庁の職員
- イ 教育庁の出先機関の職員
- ウ 県立教育機関の職員
- エ 市町村教育委員会事務局の職員であって、上記アからウに準ずるもの
- オ 上記アからエまでに掲げる者のほか、特に必要があると認められる者

(2) 規則第2条第2項第1号に規定する更新講習を受講することが必要なものとして県教育委員会が認めるものとは、次に掲げる者とする。

- ア 県知事部局の職員
- イ 市町村長部局の職員
- ウ 国立大学法人琉球大学（附属学校を除く）の教員
- エ 独立行政法人国立沖縄青少年交流の家の職員
- オ 上記アからエまでに掲げる者のほか、特に必要があると認められる者

2 旧免許状所持者のうち、更新講習修了確認を受ける義務を課す者（第3条関係）

(1) 規則第3条第1項第2号に規定する学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者その他これに準ずる職にある者として県教育委員会が認める者とは、次に掲げる者とする。

- ア 教育庁の参事監、統括監、参事の職にある者
- イ 教育庁の本庁各課の教育企画監等、副参事、班長、主幹、主査の職にある者
- ウ 教育庁教育事務所の班長、主幹、主査の職にある者
- エ 県立総合教育センターの班長、主任研究主事、研究主事の職にある者
- オ 県立青年の家又は県立少年自然の家の主任専門職員、専門職員の職にある者
- カ 市町村教育委員会事務局の職員であって、上記アからオに準ずるもの
- キ 上記アからカまでに掲げる者のほか、特に必要があると認められる者

(2) 規則第3条第2項第1号に規定する学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者とは、国立大学法人琉球大学（附属学校を除く）の教員とする。

3 新免許状所持者のうち、更新講習を受ける必要がない者（第4条関係）

(1) 規則第4条第2項第1号に規定する学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者とは、次に掲げる者とする。

- ア 国立大学法人琉球大学（附属学校を除く）の教員
- イ 独立行政法人国立沖縄青少年交流の家の職員

なお、上記における教育庁職員の職名は、沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）及び沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の例による。

<【別紙】県教育委員会が認める事項等についての理由及び補足>

1 更新講習を受講できる者（第2条関係）について

県及び市町村の教育委員会事務局の県内公立学校教育職員出身の職員（以下「教員出身者」という）は、数年で学校現場へ戻るため、更新講習を受講できる者として認める。

県知事部局及び市町村長部局に出向している教員出身者については、数年で学校現場へ戻るため、更新講習を受講できる者として認める。

ただし、職務内容を勘案し、学校教育・社会教育に係る専門的事項の指導等（この専門的事項の指導等には、教員の人事管理や研修の実施を含む。「平成20年4月1日20文科初第69号」1（1）参照）に関する事務に従事する職（以下、「指導主事と同等以上の知識技能を有する者」という。）と見なすことができないため、免除対象者とはしない。

上記の者は対象期間の2年間に更新講習を受講することができ、平成21年3月31日以前に初めて普通・特別免許状を取得した旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）の場合、修了確認期限が過ぎても失効はしないが、期限の延期もできず、期限経過後、教育職員となる為には、事前に更新講習を受講・修了して更新の手続を行うことが必要となる。

また、新免許状所持者の場合、有効期間が過ぎれば失効するが、申請により期間の延長が可能となる。

国立大学法人琉球大学及び独立行政法人国立沖縄青少年交流の家に出向している教員出身者については、数年で学校現場へ戻るため、更新ができるようにする必要があり、更新講習を受講できる者として認める。

2 旧免許状所持者のうち、更新講習修了確認を受ける義務を課す者（第3条関係）について

上記1ののうち、県教育庁各課、各教育事務所、一部の教育機関（県立総合教育センター、県立青年の家又は県立少年自然の家）、市町村教育委員会事務局に出向している教員出身者のうち、別紙2（1）に掲げる者は、職務内容を勘案し、指導主事と同等以上の知識技能を有する者として、教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年教育委員会規則第4号）（以下「規則」という）第3条1項第2号にて義務を課す必要があり、同時に、規則第5条第1項において免除対象者として定められることとなる。

上記の者は対象の2年間に更新講習受講義務があり、免除、延期することができる。

県立埋蔵文化財センター、県及び市町村の博物館・美術館、又は図書館に所属する教員出身者については、所属長その他これに準ずる職にある者、指導主事又は社会教育主事の職名である者を除き、職務内容を勘案し、指導主事と同等以上の知識技能を有する者と見なすことができないため、規則第2条第1項第4号のみの設定とし、義務を課さず、免除対象者とはしない。

上記の者は対象期間の2年間に更新講習を受講することができ、旧免許状所持者の場合、修了確認期限が過ぎても失効はしないが、期限の延期もできず、期限経過後、教育職員となる為には、事前に更新講習を受講・修了して更新の手続を行うことが必要となる。

また、新免許状所持者の場合、有効期間が過ぎれば失効するが、申請により期間の延長が可能となる。

国立大学法人琉球大学に出向している教員出身者については、職務内容を勘案し、指導主事と同等以上の知識技能を有する者として規則第3条2項第1号にて義務を課す必要があり、同時に、規則第5条第2項において免除対象者として定められることとなる。

上記の者は対象の2年間に更新講習受講義務があり、免除、延期することができる。
なお、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」(平成20年文部科学省令第9号)附則第3条第3号において、独立行政法人の規定はなく、旧免許状所持者の場合は修了確認の義務が課すことができない。

このため、独立行政法人国立沖縄青少年交流の家に出向している教員出身者は、旧免許状所持者の場合、修了確認期限が過ぎても失効はしないが、期限の延期もできず、期限経過後、教育職員となる為には、事前に更新講習を受講・修了して更新の手続を行うことが必要となる。

3 新免許状所持者のうち、更新講習を受ける必要がない者(第4条関係)について

国立大学法人琉球大学及び独立行政法人国立沖縄青少年交流の家に出向している教員出身者は、指導主事と同等以上の知識技能を有する者として任命権者が認めた者に該当すると考えられる為、新免許状所持者については、規則第4条第2項第1号により免除対象者とする。

上記の者は有効期間が過ぎれば失効するが、免除、延期することができる。

教育委員会等に勤務する教員出身者における免許状更新講習の受講義務等の取扱い早見表

		免許状更新講習を受講できる者	修了確認期限までに免許状更新講習の修了が義務づけられている者	当該職にあることをもって講習が免除される者 (免除の申請は必要)	講習の延長申請が可能な者 (延期事由がある場合に限り)		
教員出身の以下の者		新免許状・旧免許状を持っている者共通	旧免許状を持っている者のみ	新免許状を持っている者	旧免許状を持っている者	新免許状を持っている者	旧免許状を持っている者
教育委員会関係職員	教育長 課長等、教育事務所長 (市町村教委)上記に準ずる職にある者						
	総合教育センター所長等 博物館・美術館副館長 (市町村教委)上記に準ずる職にある者						
	教育指導統括監、参事、副参事、 教育企画監等、班長、主幹、主査 (教育事務所)班長、主幹、主査 (教育センター)班長、主任研究主事、研究主事 (県立青年・少年自然の家)主任専門職員 (市町村教委)上記に準ずる職にある者 主任指導主事、指導主事、社会教育主事						
	埋蔵文化財センターの職員、図書館の職員 博物館の職員、美術館の職員 その他教育委員会所管教育機関の職員 指導主事、社会教育主事を除く		×	×	×		×
	出向者、研修者、私学の理事等	(国法)琉球大学の教員(附属学校教員を除く) (独法)国立沖縄青少年交流の家の職員 (私立)幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校を設置する学校法人の理事 (私立)大学・高等専門学校を設置する学校法人の理事 知事部局の職員 市町村長部局の職員 財団法人の職員 教員経験者であることにより受講可能		×		×	
			×	×	×		×
			×	×	×		×
			×	×	×	×	×
			×	×	×	×	×

注意：更新講習の受講対象者に該当するが、修了確認期限までに更新講習修了が義務づけられていない方の場合は、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過しても免許状は失効しません。ただし、経過後は教員として勤務することはできませんので、将来勤務する予定がある方は、修了確認手続きが必要です。